

# 奥州市国民保护计划

奥 州 市

追 録 加 除 整 理 一 覧

追録を加除したときは、必ず、その追録号数における内容現在年月日及び加除整理年月日をご記入うえ、押印願います。 台本 平成 19 年 3 月 1 日現在

追録号数	内容現在	加除整理	印
第 1 号	年 月 日	年 月 日	
第 2 号	年 月 日	年 月 日	
第 3 号	年 月 日	年 月 日	
第 4 号	年 月 日	年 月 日	
第 5 号	年 月 日	年 月 日	
第 6 号	年 月 日	年 月 日	
第 7 号	年 月 日	年 月 日	
第 8 号	年 月 日	年 月 日	
第 1 号	年 月 日	年 月 日	
第 10 号	年 月 日	年 月 日	

# 目 次

## 第1編 総則

第1章 計画の目的	1
1 市の責務	
2 計画の性質	
3 市国民保護計画の変更	
4 市の業務の概要	
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	
2 国民の権利利益の迅速な救済	
3 住民に対する情報提供	
4 関係機関相互の連携協力の確保	
5 住民の協力	
6 普及・啓発及び訓練の実施	
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等	
8 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施	
9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	
第3章 市の地理的、社会的特徴	5
1 地理的特徴	
(1) 位置・面積	
(2) 地勢	
(3) 気候	
2 社会的特徴	
(1) 交通機関等	
(2) 重要施設等	
第4章 本計画が対象とする事態の類型	7
1 武力攻撃事態の類型	
(1) 着上陸侵攻	
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	
(3) 弾道ミサイル攻撃	
(4) 航空攻撃	
2 緊急処理事態の類型及び対応	
(1) 攻撃対象施設等による分類	
(2) 攻撃手段による分類	

## 第2編 平時における備え

第1章 平時における組織・体制の整備	9
--------------------	---

- 1 初動体制等の整備
  - (1) 24 時間体制の確保
  - (2) 緊急事態連絡室等の設置
  - (3) 緊急事態連絡室の役割
  - (4) 事態認定前における初動措置
  - (5) 対策本部への移行に要する調整
  - (6) 消防団の充実・活性化の推進
- 2 通信体制の整備等
  - (1) 非常通信体制の整備
  - (2) 非常通信体制の確保
  - (3) 防災行政無線の整備
- 3 関係機関との連携体制の整備
  - (1) 県との連携
  - (2) 近接市町村との連携
  - (3) 関係機関との協定の締結等
  - (4) 自主防災組織に対する支援
  - (5) ボランティア団体等に対する支援
- 第 2 章 国民保護措置に関する平時からの備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - 1 警報を伝達する大規模集客施設等の把握
  - 2 避難実施要領のパターンの作成
  - 3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等
    - (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握
    - (2) 運送経路の把握等
  - 4 避難施設の指定への協力
  - 5 生活関連等施設の把握等
- 第 3 章 物資及び資材の備蓄、整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
  - 1 防災のための備蓄との関係
  - 2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材
  - 3 県との連携
- 第 4 章 国民保護に関する啓発・訓練等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
  - 1 国民保護に関する啓発
    - (1) 啓発の方法
    - (2) 防災に関する啓発との連携
    - (3) 学校における教育
    - (4) 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発
    - (5) 住民の協力に関する啓発
    - (6) 市による研修
  - 2 訓練
    - (1) 市における訓練の実施

- (2) 訓練の形態及び項目
- (3) 訓練に当たっての留意事項

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

#### 第1章 市国民保護対策本部の設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

##### 1 市対策本部の設置

- (1) 市対策本部の設置の流れ
- (2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等
- (3) 国民保護対策本部未設置の場合の国民保護措置の実施

##### 2 市対策本部の組織構成及び機能

- (1) 職員の参集
- (2) 市対策本部の組織
- (3) 市対策本部における広報
- (4) 市現地対策本部の設置
- (5) 現地調整所の設置
- (6) 本部の代替機能の確保
- (7) 市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

##### 3 市対策本部長の権限

- (1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整
- (2) 県対策本部長に対する総合調整の要請
- (3) 情報の提供の求め
- (4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め
- (5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

##### 4 通信の確保

- (1) 情報通信手段の確保
- (2) 情報通信手段の機能確認
- (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

#### 第2章 関係機関相互の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

##### 1 防災に関する連携体制の活用

##### 2 国・県との連携

- (1) 国・県の対策本部との連携
- (2) 国・県の現地対策本部との連携
- (3) 知事等への措置要請
- (4) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請
- (5) 県への応援の要求

##### 3 自衛隊との連携

- (1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等
- (2) 出動部隊等との連携

##### 4 他の市町村との連携

(1) 他の市町村等への応援の要求	
(2) 事務の一部の委託	
(3) 他の市町村に対して行う応援等	
5 指定公共機関又は指定地方公共機関との連携	
(1) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請	
(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等	
(3) 日本赤十字社との連携	
(4) 医療機関との連携	
6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	
(1) 職員の派遣要請	
(2) 職員派遣のあっせん	
7 自主防災組織等に対する支援	
(1) 自主防災組織に対する支援	
(2) ボランティア活動への支援等	
8 住民への協力要請	
(1) 避難住民の誘導に必要な援助	
(2) 救援に必要な援助	
(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助	
(4) 保健衛生の確保に必要な援助	
第3章 警報の伝達等 . . . . .	34
1 武力攻撃事態等における警報の伝達等	
(1) 警報の伝達	
(2) 警報の通知	
2 警報伝達の方法	
(1) 警報の伝達方法	
(2) 警報伝達の体制整備	
(3) 災害時要援護者への伝達	
(4) 警報の解除の伝達等	
3 緊急対処事態における警報の伝達等	
4 緊急通報の伝達及び通知	
第4章 避難住民の誘導等 . . . . .	37
1 避難の指示の伝達	
2 避難実施要領の策定	
(1) 避難実施要領の策定	
(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項	
(3) 避難実施要領の伝達等	
3 避難住民の誘導	
(1) 市長による避難住民の誘導	
(2) 消防機関の活動	

- (3) 避難誘導を行う関係機関との連携
- (4) 学校や事業所との連携
- (5) 自主防災組織等に対する協力の要請
- (6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供
- (7) 災害時要援護者への配慮
- (8) 残留者等への対応
- (9) 避難所等における安全の確保等
- (10) 通行禁止措置の周知
- (11) 県に対する要請等
- (12) 避難住民の運送の求め
- (13) 避難住民の復帰のための措置

第5章 救援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

1 救援の実施

- (1) 救援の実施
- (2) 救援の補助

2 救援の内容

- (1) 救援の基準等
- (2) 救援における県との連携
- (3) 緊急物資の運送の求め等
- (4) 民間からの救援物資の受入れ

第6章 武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

1 生活関連等施設の安全確保等

- (1) 武力攻撃災害への対処
- (2) 武力攻撃災害の兆候の通報
- (3) 生活関連等施設の安全確保
- (4) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

2 N B C 攻撃による災害への対処

- (1) 応急措置の実施
- (2) 関係機関との連携
- (3) 汚染原因に応じた対応
- (4) 汚染の拡大を防止するための措置

3 武力攻撃原子力災害への対処

- (1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等
- (2) 住民の避難誘導
- (3) 国への措置命令の要請等
- (4) 安定ヨウ素剤の配布

4 応急措置等の実施

- (1) 災害拡大の防止措置
- (2) 退避の指示

(3) 退避の指示に伴う措置等	
(4) 応急公用負担等	
(5) 警戒区域の設定	
(6) 警戒区域の設定に伴う措置等	
(7) 安全の確保等	
5 消防に関する措置等	
(1) 市が行う措置	
(2) 消防機関の活動	
(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請	
(4) 緊急消防援助隊等の応援要請	
(5) 消防の応援の受入体制の確立	
(6) 消防の相互応援に関する出動	
(7) 医療機関との連携	
(8) 安全の確保	
第7章 情報の収集・提供	54
1 被災情報の収集・提供	
(1) 情報収集・連絡体制の整備	
(2) 被災情報の収集及び報告	
2 安否情報の収集・提供	
(1) 安否情報の種類及び報告様式	
(2) 安否情報の収集のための体制整備	
(3) 安否情報の収集・整理	
(4) 安否情報収集の協力要請	
(5) 県に対する報告	
(6) 安否情報の照会の受付	
(7) 安否情報の回答	
(8) 個人の情報の保護への配慮	
(9) 日本赤十字社に対する協力	
第8章 その他の措置	57
1 保健衛生の確保	
(1) 保健衛生対策	
(2) 防疫対策	
(3) 食品衛生確保対策	
(4) 飲料水衛生確保対策	
(5) 栄養指導対策	
(6) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策	
2 廃棄物の処理	
(1) 廃棄物処理の特例	
(2) 廃棄物処理対策	



(3) し尿処理対策	
3 動物の保護等に関する配慮	
(1) 危険動物等の逸走対策	
(2) 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等	
(3) 家畜の避難対策	
第9章 国民生活の安定に関する措置	60
1 生活関連物資等の価格安定	
2 避難住民等の生活安定等	
(1) 相談窓口の設置	
(2) 被災児童生徒等に対する教育	
(3) 公的徴収金の減免等	
3 生活基盤等の確保	
第10章 特殊標章等の交付及び管理	62
1 特殊標章等	
(1) 特殊標章	
(2) 身分証明書	
(3) 識別対象	
2 特殊標章等の交付及び管理	
第4編 復旧等	
第1章 応急の復旧	64
1 ライフライン施設の機能性の確保	
2 公共的施設の応急の復旧	
第2章 武力攻撃災害の復旧	65
1 国における所要の法制の整備等	
2 市が管理する施設及び設備の復旧	
3 復旧のための各種資料等の整備等	
第3章 財政上の措置等	66
1 国民保護措置に要した費用の支弁	
(1) 国に対する負担金の請求方法	
(2) 関係書類の保管	
2 損失補償及び損害補償	
(1) 損失補償	
(2) 損害補償	
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	
(1) 国民の権利利益の迅速な救済	
(2) 国民の権利利益に関する文書の保存	

## 用語の意義

本計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

用語	意義及び用法
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）を指す。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。
県	岩手県を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。
知事	岩手県知事を指す。
市町村	岩手県内の市町村を指し、特に区別して記載していない場合は、市町村長及びその他の執行機関を含む。
基本指針	「国民の保護に関する基本指針」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）をいう。
県国民保護計画	岩手県の国民保護計画をいう。なお、「県計画」との表記も用いている。
市国民保護計画	市の国民保護計画をいう。なお、混同するおそれのない箇所では文脈に合わせて単に「計画」又は「本計画」との表記も用いている。
武力攻撃	わが国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
県対策本部	岩手県国民保護対策本部又は岩手県緊急対処事態対策本部をいう。
国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部又は緊急対処事態対策本部をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあつては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし同号に掲げる措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。）をいう。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令第 252 号で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。

指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	岩手県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療、その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社、その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するものをいう。
消防機関	市町村が消防組織法第9条の規定に基づいて設置する消防本部（消防組合を含む）、消防署及び消防団をいう。なお、文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。
消防本部等	市町村が単独で設置する消防本部及び2以上の市町村が共同で設置する消防組合をいう。
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合っ て「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的 に結成された組織をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路になる地域を含む）をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
災害時要援護者	次のいずれかに該当する者をいう。 1  自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難 な者 2  自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとるこ とが不可能又は困難な者 3  危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 4  危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をと ることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦、旅行者（観光客等）等が考えら れる。
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保 しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を 確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をい う。
NBC攻撃	「Nuclear」（核）「Biological」（生物）「Chemical」（化学）兵器による攻撃の総称
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材、その他国民の保護のための措置の実施に当た って必要な物資及び資材
救援物資	救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具、その他政令で定める物資）
特定物資	救援物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
特定公共施設等	港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう
利用指針	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、総合的な調整を図るため、国の対 策本部長が必要があると認めるときに定めるものをいう。
トリアージ	傷病者の傷病の緊急度や重症度に応じ、治療（搬送）の優先順位を決定すること